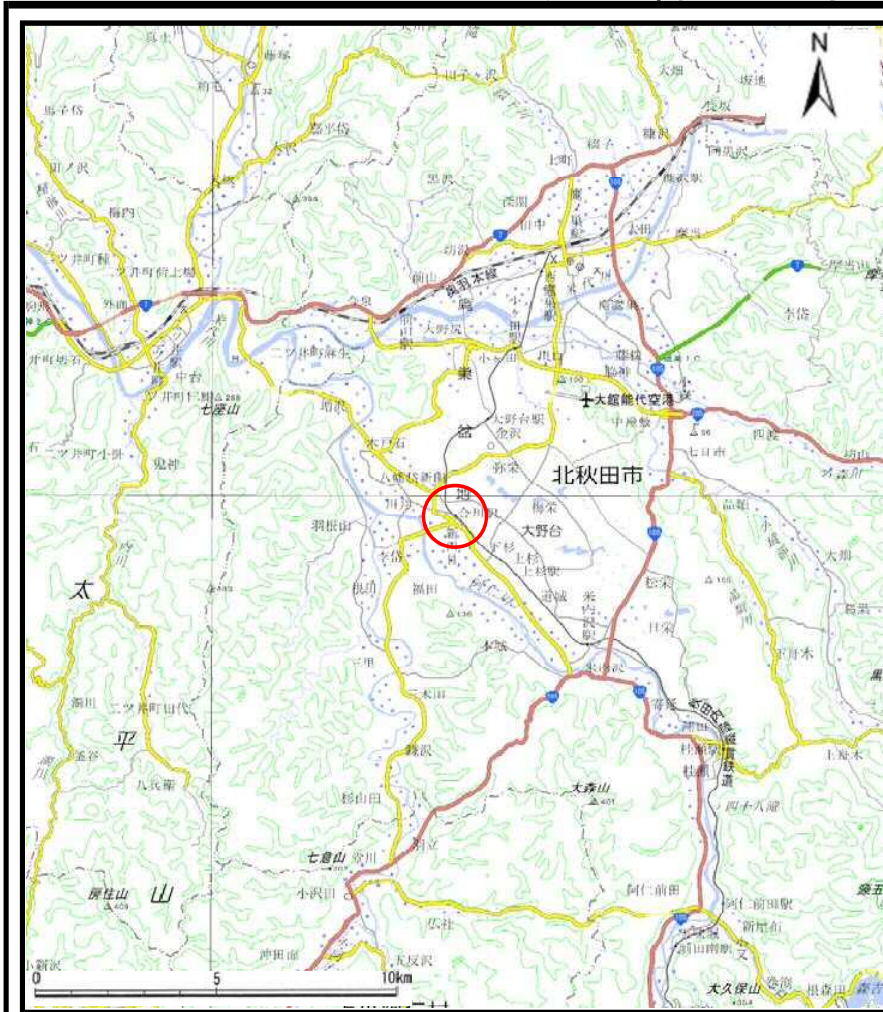
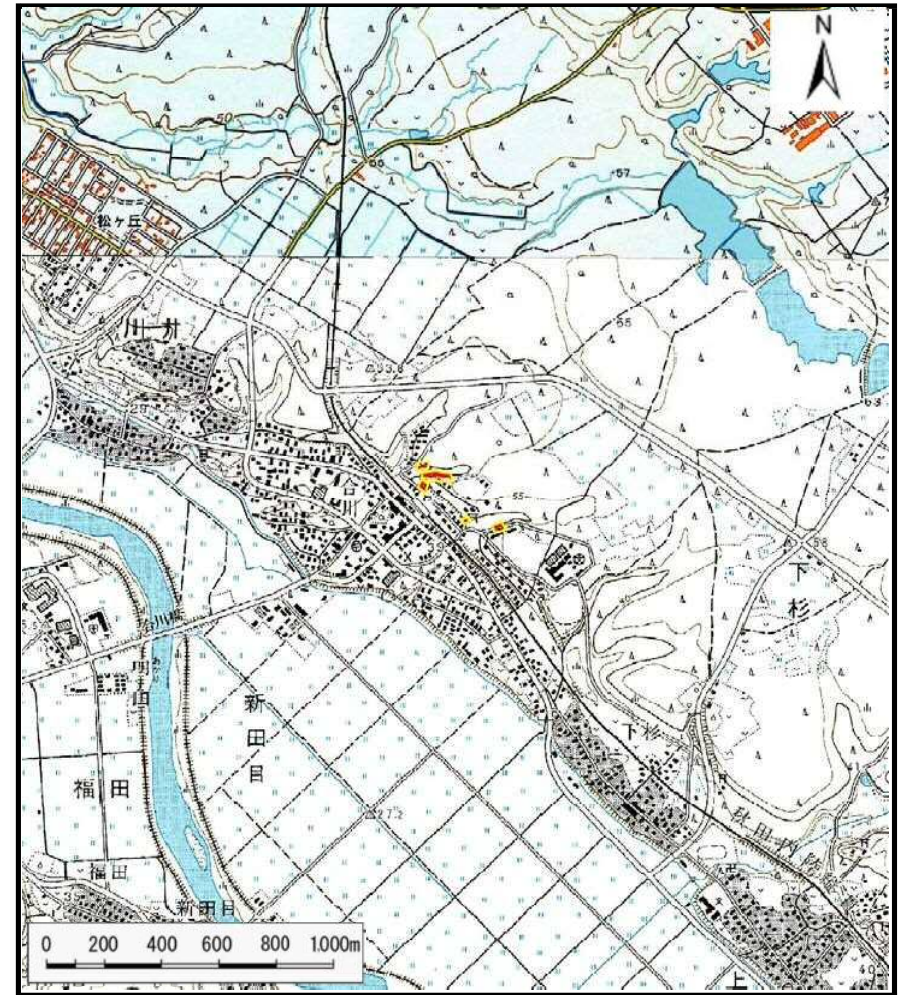


土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その1)



(1/200,000)



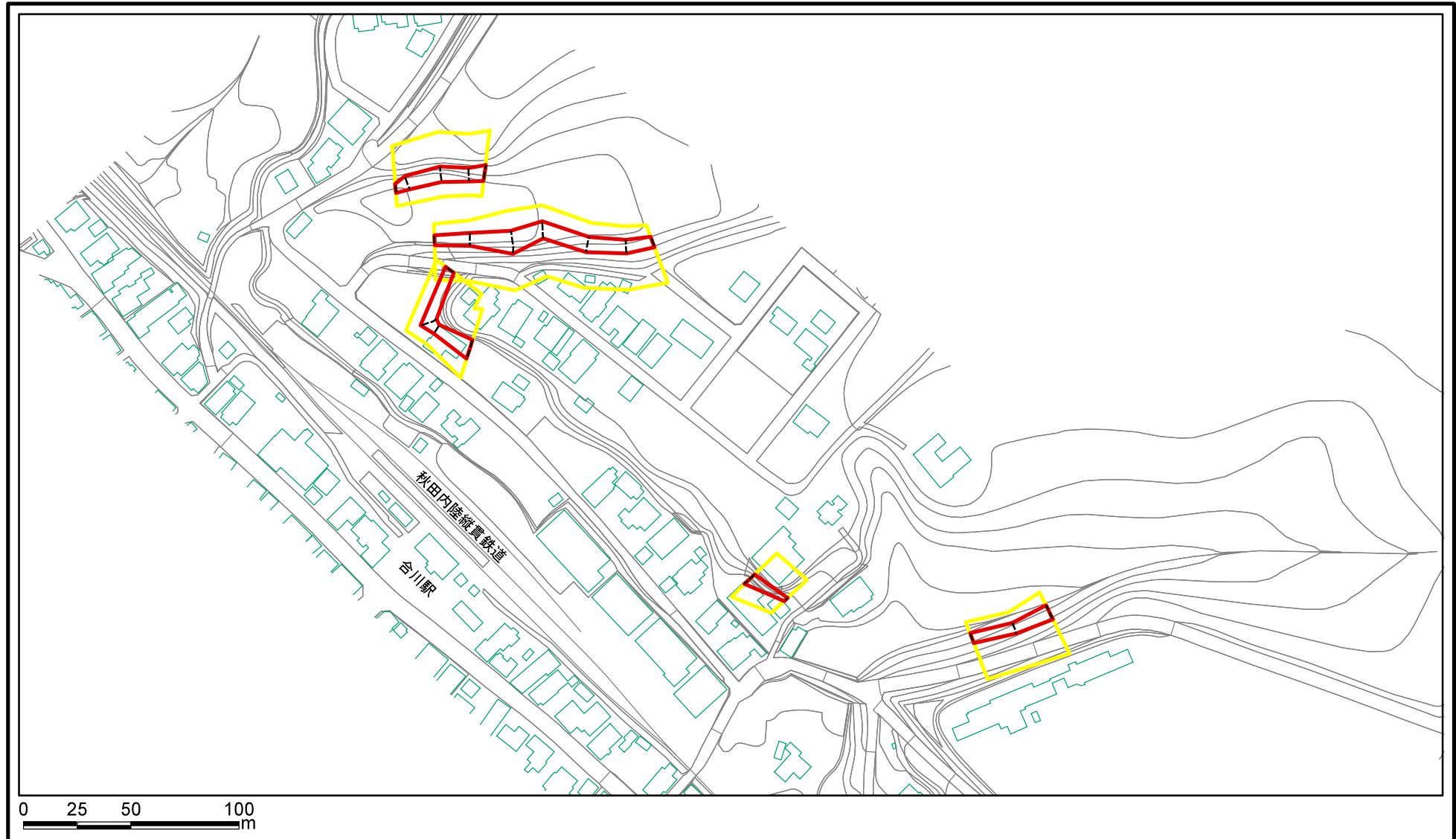
(1/25,000)

様式-1 (急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-195
箇所名	駅前
所在地	秋田県北秋田市川井字蛇森及び鳥屋岱並びに同市下杉字狐森及び中島

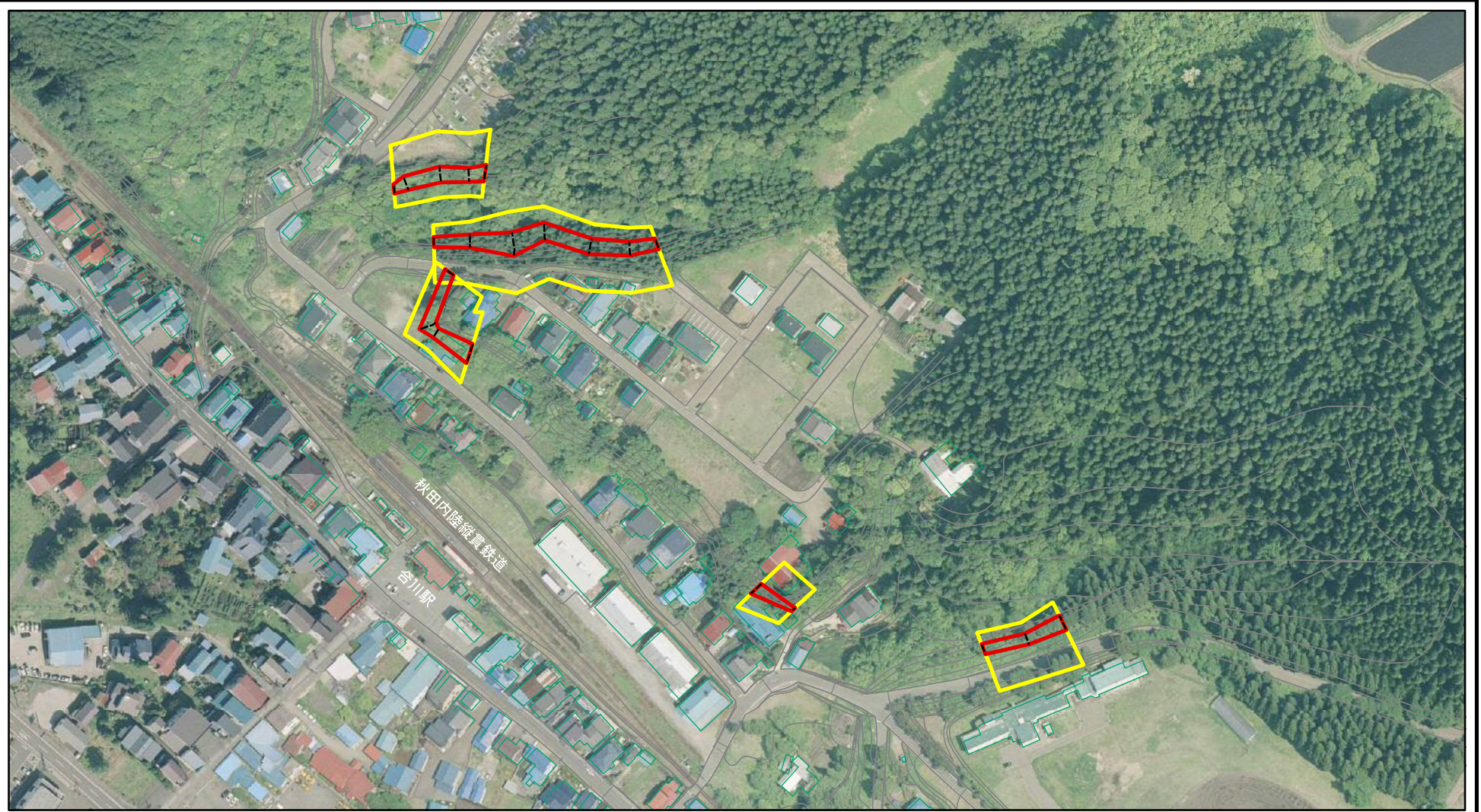
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図、電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平29情複、第980号)

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-195	
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第178号	箇所名	駅前	
	それ以外の区域			告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県北秋田市川井字蛇森及び鳥屋岱並びに同市下杉字狐森及び中島	

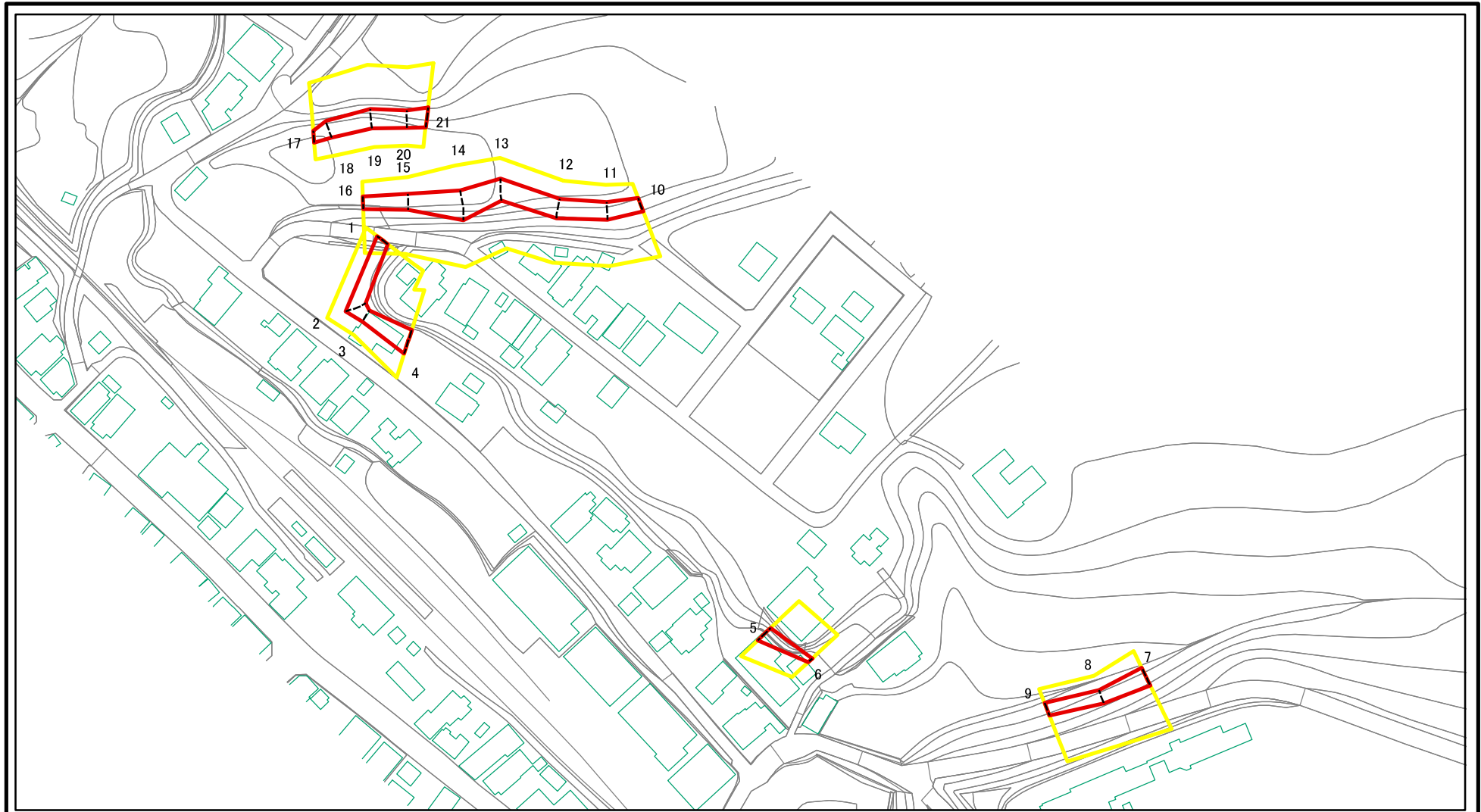
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



0 25 50 100
m

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-195
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			縮尺 1:2,500	告示番号	第178号	箇所名
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域		告示年月日		平成30年3月20日	所在地	秋田県北秋田市川井字蛇森及び鳥屋岱並びに同市下杉字狐森及び中島
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域						
	それ以外の区域						

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



図中の数字は横断測線番号を示す

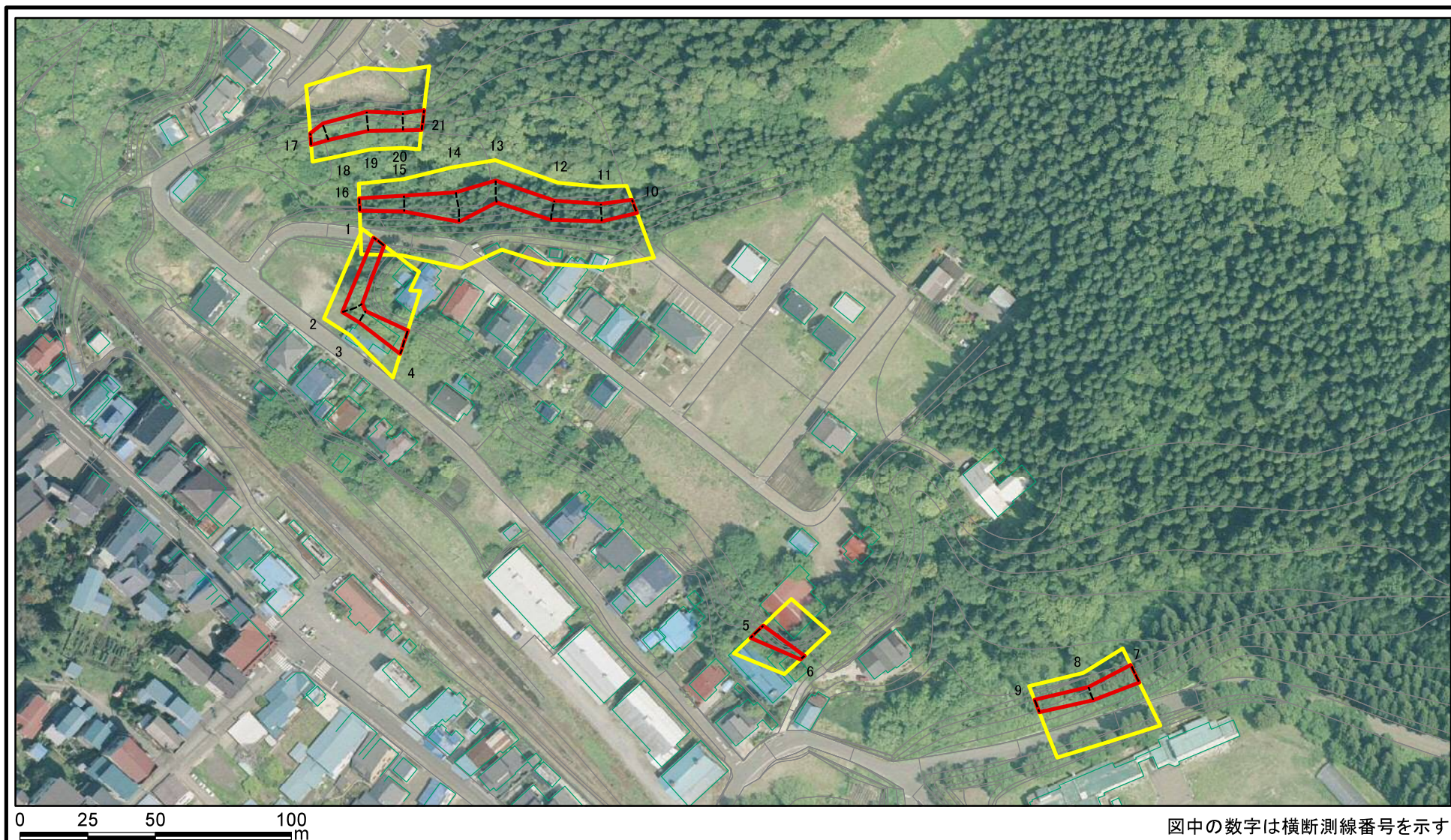
様式-2-1(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その2)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域	
土砂等の堆積の高さが3mを超える区域	
それ以外の区域	

N
縮尺
1:2,000

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-195
告示番号	第178号	箇所名	駅前
告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県北秋田市川井字蛇森及び鳥屋岱並びに同市下杉字狐森及び中島

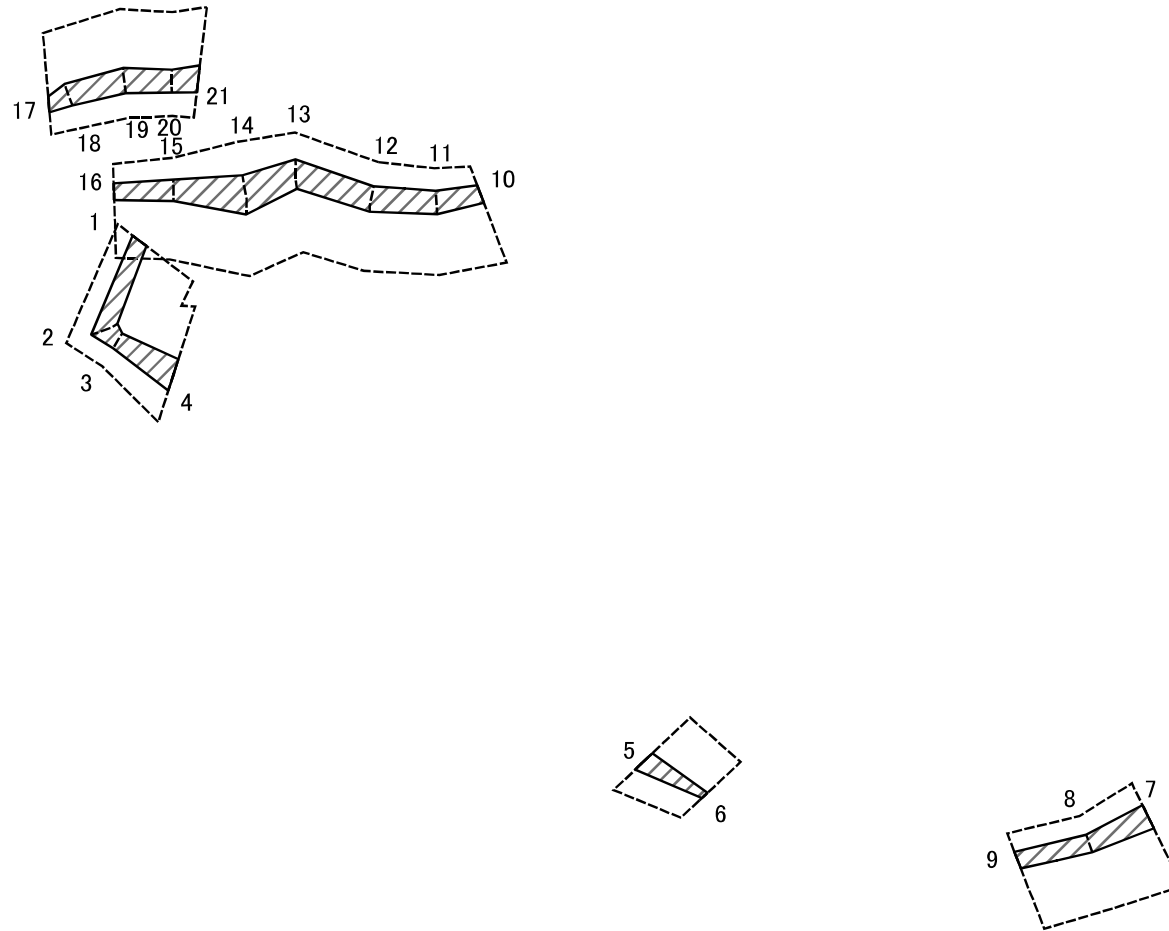
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その2)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		 縮尺 1:2,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-195
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	 		告示番号	第178号	箇所名	駅前
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/mを超える区域 土石等の堆積の高さが3mを超える区域 それ以外の区域			告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県北秋田市川井字蛇森及び鳥屋岱並びに同市下杉字狐森及び中島

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-2(急)
土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により
建築物の地上部に作用すると想定される力)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域



N

自然現象
の種類

急傾斜地の崩壊

箇所番号

I-195

土砂災害防止法
施行令第三条の
基準に該当する
区域



縮尺

告示番号

第178号

箇所名

駅前

それ以外の区域



1:2,000

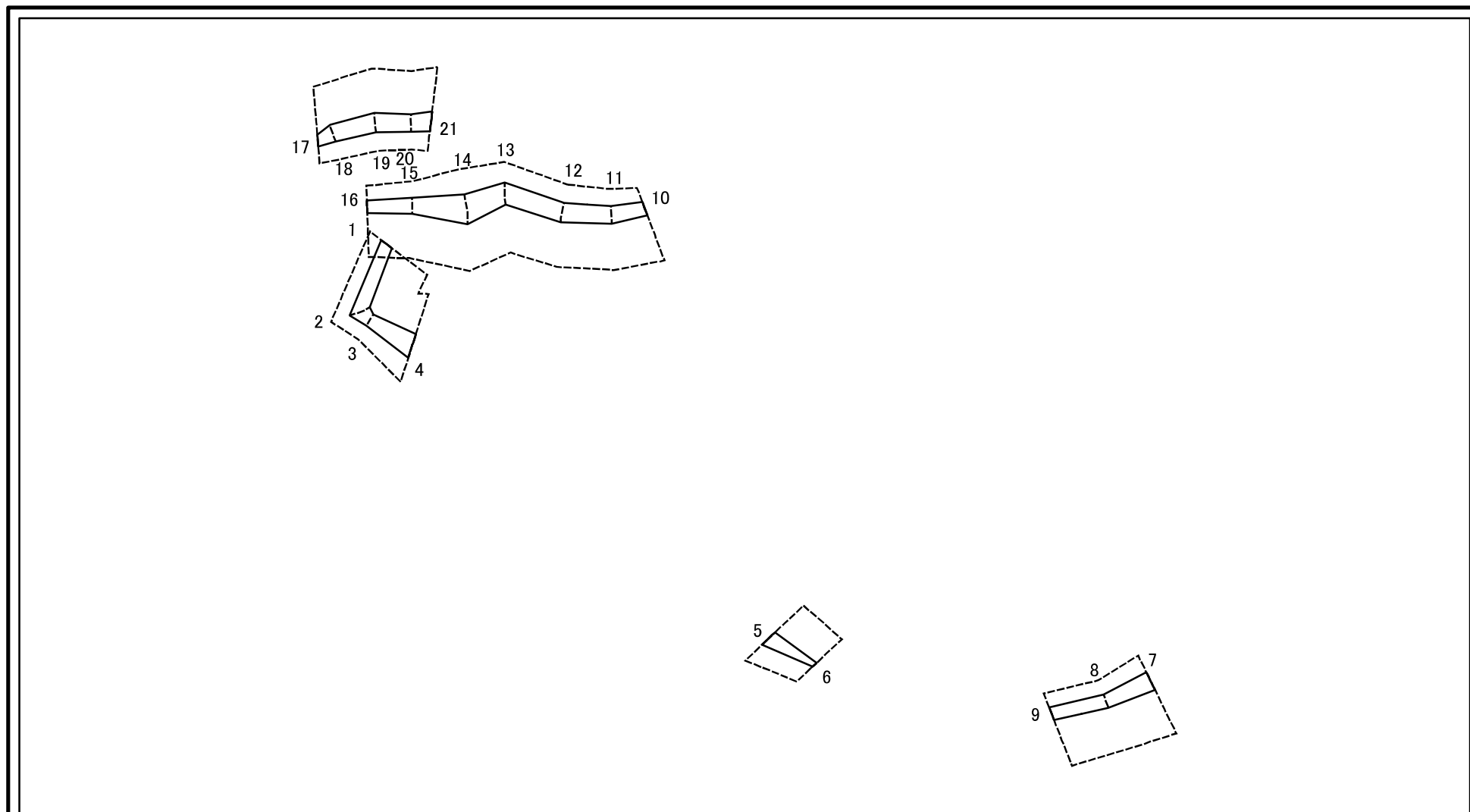
告示年月日

平成30年3月20日

所在地

秋田県北秋田市川井字蛇森及び鳥屋岱
並びに同市下杉字狐森及び中島

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急)
土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により
建築物の地上部に作用すると想定される力)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域



土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	
	それ以外の区域	

N
縮尺
1:2,000

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-195
告示番号	第178号	箇所名	駅前
告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県北秋田市川井字蛇森及び鳥屋岱並びに同市下杉字狐森及び中島

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)(案)

(1/1)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力					
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			
																		力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	-	-	72.12	1.00	-	-	9.12	1.80	~										
2 ~ 3	-	-	72.12	1.00	-	-	9.84	1.95	~										
3 ~ 4	-	-	77.99	1.00	-	-	9.84	1.95	~										
5 ~ 6	-	-	62.51	1.00	-	-	13.04	2.58	~										
7 ~ 8	-	-	67.96	1.00	-	-	8.92	1.76	~										
8 ~ 9	-	-	61.21	1.00	-	-	8.92	1.76	~										
10 ~ 11	-	-	66.68	1.00	-	-	8.72	1.73	~										
11 ~ 12	-	-	69.91	1.00	-	-	8.97	1.77	~										
12 ~ 13	-	-	72.40	1.00	-	-	8.97	1.77	~										
13 ~ 14	-	-	83.52	1.00	-	-	8.60	1.70	~										
14 ~ 15	-	-	83.52	1.00	-	-	9.09	1.80	~										
15 ~ 16	-	-	64.44	1.00	-	-	9.25	1.83	~										
17 ~ 18	-	-	65.97	1.00	-	-	10.41	2.06	~										
18 ~ 19	-	-	69.71	1.00	-	-	9.53	1.89	~										
19 ~ 20	-	-	69.71	1.00	-	-	9.30	1.84	~										
20 ~ 21	-	-	71.31	1.00	-	-	9.30	1.84	~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										

様式-3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-195
	告示番号	第178号	箇所名	駅前
	告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県北秋田市川井字蛇森及び鳥屋岱並びに同市下杉字狐森及び中島